

不利益取扱い等に対する行政措置等について

平成 30 年 11 月 22 日

消 費 者 庁

第 1 公益通報者保護専門調査会における審議の中間整理

平成 30 年 7 月 18 日に開催された第 17 回公益通報者保護専門調査会においては、これまでの審議を踏まえた今後の検討に向けて、当該時点において概ね方向性が示された事項及び検討課題として残されている事項が中間的に整理された。

通報を理由とした不利益取扱いに対する行政措置及び紛争解決手続に係る事項の「中間整理（概要）」を抜粋して示すと以下のとおりである。^{【参考】}

1. 不利益取扱いに対する行政措置

(1) 行政措置の導入

- ・ 不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置を導入する必要がある。
- ・ 紛争解決手続を整備した上で、その段階で話し合いにより迅速に解決できる事案は、紛争解決手続による解決に委ね、行政措置は重大かつ悪質な事案に絞って考えるべき。

(2) 行政措置の種類

- ・ 是正を勧告し、事業者が従わない場合には公表をすべき。
- ・ その前段階として、調査及び事実認定をしっかりと行い、助言や指導により是正を促すなど、慎重な手続を踏むべき。
- ・ 命令制度まで導入することは、引き続き検討。

(3) 他の行政機関との連携

- ・ 行政措置の対象として考えられる事案の件数、行政措置の対象として想定される典型的な事案の内容、各行政機関による連携・協力や体制の在り方等を具体的に検討¹。

(4) 労働者以外の者への不利益取扱い

- ・ 不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、労働者以外の者

¹ 「これは消費者庁の所管法令ですので、消費者庁が中心となって検討していただきたいと思います。先ほどから話もありますように、各法令の所管省庁との協力も必要になる話ですので、そういった協力の体制も含めて、これはよく検討していただきたいと思います。（中略）行政措置の制度を導入すべきかどうかという話と、現実にはどういう体制でできるのか、どういう可能性が考えられるのかといった形で議論を進めましたけれど、これは今後同時並行的に議論していきたい。」（消費者委員会公益通報者保護専門調査会第 15 回議事録（平成 30 年 6 月 13 日） 山本座長発言）

に対する不利益取扱いに関しても行政措置を導入することについて、引き続き検討。

2. 不利益取扱いに関する紛争解決手続

- ・ 事業者・労働者間の不利益取扱いに関する紛争解決手続を充実・拡充させていくことが重要である。
- ・ どのような手順で対応し、最終的な措置を採って解決を図っていくのか、また、行政機関の間でどのような連携を取ることができるのかを具体的に検討。
- ・ 不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、労働者以外の者に対しても紛争解決援助を行うことについて、引き続き検討。

第2 中間整理等に対する関係団体等・関係省庁の意見

1. 関係団体等の意見

平成30年9月5日に開催された第18回公益通報者保護専門調査会及び同月19日に開催された第19回公益通報者保護専門調査会においては、関係団体等から上記第1の中間整理に対する意見を聞くためのヒアリングが行われた。

行政措置及び紛争解決手続についての意見を要約すると以下のとおりである。

(1) 一般社団法人日本経済団体連合会²

- ・ 行政措置を実施する際の調査や事実認定を、慎重かつ十分に実施する体制を構築できるのか疑問である。導入の是非と実効性の有無を同時に検討すべきである。
- ・ 仮に行政措置を導入する場合でも、公益通報を理由とした不利益取扱いに係る行政措置は、「勧告」までにとどめるべきではないか。

(2) 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会¹

- ・ 行政措置は、勧告にとどまらず命令も可能にすべき。

(3) 特定非営利活動法人消費者機構日本³

- ・ 行政措置としては、是正勧告とそれに従わない者についての公表に加え、是正勧告に従わない者への命令も出来るよう制度検討を行うべき。
- ・ 事業者と労働者間の不利益取扱いに関する紛争解決手続の充実・拡充が重要との整理に賛成。労働者以外の者に対する紛争解決手続についても、検討を進めてほしい。

(4) 岡山県総社市²

- ・ 行政措置の導入にあたっては、すべての通報対象事実の対象法令において、行政

² 平成30年9月5日 第18回公益通報者保護専門調査会

³ 平成30年9月19日 第19回公益通報者保護専門調査会

措置が重複することのないよう慎重に検討する必要がある。

2. 関係省庁の意見

不利益取扱いに対する行政措置及び紛争解決手続に係る関係省庁の意見を要約して示すと以下のとおりである。

- ・ 不利益取扱いに係る事実関係は、通報対象事実と異なり、各行政機関において業務上知るべき情報でないこと、公益通報者保護法に基づき措置を行うのであれば、公益通報者保護法の所管省庁において対応すべきであることから、消費者庁において対応することが適切。任務規定に照らしても消費者庁以外の省庁が対応する法制的な理由がない。
- ・ 消費者庁以外の省庁が、行政措置に関与する場合は、その業務の相当・本質的部分が、当該省庁の本来業務と密接に関連しており、職員による処理が現実的に可能なものでなければ、対応することは現実問題としても困難である。また、現実の体制上も、設置法に基づき属せられた任務を遂行するために必要かつ最小限の人員体制で運用している中で、新たな事務を行うことは不可能。
- ・ 公益通報者保護法の実効性の確保を十分図る観点での紛争解決手続の充実・拡充の実現のため、公益通報者保護法に基づく紛争解決手続については、法の所管省庁であり、専門性と知見を有する消費者庁が、責任を持って体制を整備することが、公益通報者保護法の目的達成及び実効性の担保に資する。

第3 事実関係

1. 立法時の考え方

公益通報者保護法の制定時において、同法の内容が検討された国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会においては、不利益取扱いが行われた場合に、民事ルールを超えた措置を設けることに積極的な意見もあったが、「この法律自体、比較的性善説的なものを念頭に置いて、それと法令の整備と事業者の積極的な活動がうまくいけば、消費者利益が擁護されるであろうという期待でつくられている。この部分についてはある程度コンセンサスが取れている」⁴ということから、解雇等の不利益な取扱いが行われないようにするためには、「民事ルールを設定する必要がある」とされた⁵。

2. 法施行後に明らかとなった問題

しかし、公益通報者保護法の施行後、労働者が通報をしたことを理由として不利益取扱いがなされた事例は多数存在している。例えば、裁判例では以下のような事例が存在している。

⁴ 国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会第5回議事録（平成15年5月7日）松本恒雄委員長発言

⁵ 「公益通報者保護制度の具体的内容について」（国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会 平成15年5月19日）

事例 1 勤務先の店舗における不衛生な状況を、具体的事実を摘示して保健所に通報したところ解雇された事案において、裁判所は、通報した内容について真実性又は真実相当性が認められるとして、解雇を無効とした（東京地判平成 27 年 1 月 14 日）。

事例 2 医師が勤務先の病院で行われている研修が厚生労働省のガイドラインに反する旨を勤務先（センター長）に情報提供したところ、一切の手術から外す等の措置を受けた事案において、裁判所は、情報提供に対する報復として、不利益を及ぼす意図の下に行った措置であるとして、事業者に対する慰謝料請求を認めた（東京高判平成 26 年 5 月 21 日）。

事例 3 勤務先の司法書士事務所において、書類の写しをとった上で、司法書士が非弁行為を行っている旨の通報をしたところ、司法書士の補助者としての仕事を一切与えられなかった事案において、裁判所は、通報内容に真実相当性があるとして、事業者に対する損害賠償請求を認めた（大阪高判平成 21 年 10 月 16 日）。

また、消費者庁が労働者に対して行った調査⁶において、通報を行った経験がある労働者に対し、通報をした後に不利益取扱いを受けたか否かを尋ねたところ、通報を行った経験のある 63 人の労働者のうち、37 人（58.7%）が何らかの不利益取扱いを受けたと回答している。

以上の裁判例や調査結果から、公益通報者保護法の施行後も、公益通報を理由とした解雇その他の不利益取扱いは依然として行われており、民事ルールだけでは、不利益取扱いの抑止の効果が十分ではないことが明らかとなっている。

第 4 検討及び結論

1. 不利益取扱い等に対する行政措置

(1) 行政措置を導入することの是非

以上の公益通報者保護法の施行後の状況等を踏まえると、不利益取扱いに対する抑止の観点から、行政措置を導入することの是非について、どう考えるか。

また、平成 30 年 10 月 25 日に開催された第 20 回公益通報者保護専門調査会において、事業者には内部通報体制整備義務を課すことが議論されたが、この義務の履行を確保するために、行政措置を導入することの是非について、どう考えるか⁷。

なお、不利益取扱いの抑止の観点からの行政措置も、内部通報体制整備義務の履行を確保するための行政措置も、後述のとおり、実効的な執行体制の整備が必須となることに留意する必要がある⁸。

⁶ 平成 28 年度労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査 43 頁。

⁷ 第 20 回公益通報者保護専門調査会においては、守秘義務を課すことについても議論されたが、内部通報担当者としての活動が萎縮することを防止する観点から、この義務について行政措置を講じるべきとの議論はなされなかった。

⁸ 第 20 回公益通報者保護専門調査会においては、一部の事業者には義務を、一部の事業者には努力義

(2) 行政措置の種類

公権力の行使一般に係る比例原則に鑑みれば、過剰な行政措置を導入することは適当ではない。

また、公益通報者の範囲を拡大するとしても、通報者の多くは労働者であると想定される。そして、公益通報者の保護は、事業者内部の風通しを良くし、組織の自浄作用の向上に資するものであるが、労働法制において、労働者が安心して働くことができる職場環境整備の推進を目的とするものについては、不利益取扱いの禁止規定に対する行政措置として、助言、指導、勧告、公表の制度が取り入れられているものが多い⁹。

不利益取扱いの是正のためには、事業者による自主的な措置を促していくことが必要であり、まずは助言、指導、勧告により是正を図っていくことが適当と考えられる。

また、勧告に従わなかった場合には、公表を行うとすることで、速やかな是正を求める指導、勧告の効果を高めるとともに、不利益取扱いを行った事業者に対する制裁効果や他の事業者に対する不利益取扱いの抑止効果が期待できる。

これらのことから、導入する行政措置としては、助言、指導、勧告及び勧告に従わなかったときの公表とすることの是非について、どう考えるか。

(3) 行政措置に係る執行の体制整備

(2)の内容の行政措置を導入することとしても、実効的に執行できなければ導入する意義がない。そこで、例えば、公益通報者保護法を所管する消費者庁において体制を整備し、一元的窓口における相談等によって得られた端緒情報を基に、必要な調査を行った上で、助言、指導又は勧告（勧告に従わない場合公表）の措置を行うことが考えられる。一方、消費者庁は、地方支分部局を有さず、また、これまで労働関係法令に関する執行実績はない。さらに、消費者庁は発足以来10年を経過せず、各府省からの出向者が支えている現状にある。

消費者庁における体制整備については、同庁のこうした現状を踏まえ、労働行政を所管する厚生労働省をはじめ、必要な知見を有する関係各府省からの協力¹⁰を得て、円滑な執行に向けた体制を構築していくことが必須であると考えられる。

また、消費者庁が行政措置を行う実務においても、関係行政機関と連携・協力した対応が必要であると考えられる¹¹。

務を課すことが議論されたが、義務の履行確保策が講じられない場合は、義務と努力義務とを区別する実益が乏しくなる懸念がある。

⁹ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）など。

¹⁰ 例えば、知見を有する担当官の出向等の人的協力、関係各府省からの事実認定のための調査手法等の教授等

¹¹ 例えば、通報を理由とする不利益取扱いに関する情報を得た場合の消費者庁の教示、事実認定に当たって必要な情報提供（権限を有する行政機関からの通報対象事実に係る情報、厚生労働省からの労働者に対する不利益取扱いに係る過去の行政措置の事例等）、消費者庁が現地に出向いて調査する際の地方の

なお、実効的に執行するための体制を整備することが困難な場合は、行政措置の導入、更には体制整備義務を課すことについても再度検討する必要があることに留意する必要がある。この場合には、義務を課すことではなく、事業者の任意の取組を促すことも考えられる。

2. 不利益取扱いに関する紛争解決手続

不利益取扱いの抑止及び内部通報対応体制整備義務の履行確保の観点から行政措置を導入した場合、その実施により、結果として公益通報者と事業者との紛争が解決することがあり得る。もっとも、必要な調査を行なったとしても事実認定が十分に出来ず、行政措置では紛争解決が図れない事案もあり得る。また、行政措置を実施するためには必要な調査を行わなければならないため、時間を要する場合もあると考えられる。

そのため、公益通報を理由とした不利益取扱いが疑われたとしても行政措置が実施されない場合や公益通報者が行政措置を待たずに事業者との紛争の解決を求める場合があり得、行政措置の実施により法違反が是正されてもなお労働者と事業者の間に紛争が残る場合もあり得る。そのような場合に、公益通報者が事業者との紛争の解決を希望すれば、公益通報者と事業者の紛争を解決するために、行政措置とは別に、それぞれの事情に即した紛争解決制度につなげていくことが重要と考えられる。

具体的には、消費者庁の一元的窓口¹²において、公益通報を理由とする不利益取扱いに係る情報提供、相談体制の充実を図り、現在も労働者が利用可能な労働紛争解決手続¹³を説明することが考えられるとともに、通報対象者の範囲が拡大された場合においても、公益通報者のニーズに沿った体制とすることが考えられるがどうか。

以 上

出先機関における場所提供等

¹² 消費者庁に新たに整備することが検討されている一元窓口の機能については、上記の公益通報を理由とする不利益取扱いに係る情報提供、相談対応、紛争解決手続きの説明のほか、第4結論 1(4)の行政措置の端緒情報の収集、(不利益取扱いを伴わないものも含めた)公益通報に関する一般的な情報提供、相談対応、行政機関間の調整等が考えられる。詳細は「(別添)一元窓口の概要」参照。

¹³ 例えば、裁判手続、民事調停手続、弁護士会によるADR手続などが考えられる。労働者については、労働審判手続、都道府県労働局による紛争解決手続、都道府県労働委員会による紛争解決手続などが考えられる。

【参考】

○公益通報者保護専門調査会 中間整理（平成 30 年 7 月 消費者委員会 公益通報者保護専門調査会） （抜粋）

II 個別論点

1 1 不利益取扱いに関する紛争解決手続

事業者と労働者との間の不利益取扱いに関する紛争解決手続を充実・拡充させていくことが重要であるとの意見が多かったが、どのような手順で対応し、最終的な措置を採って解決を図っていくのか、また、行政機関の間でどのような連携を取ることができるのかを具体的に検討することとされた。

また、不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、労働者以外の者に対しても紛争解決援助を行うことについては、引き続き検討することとされた。もっとも、これらの者に対しても、様々な形で情報提供を行っていくことが重要であるとの意見が多かった。

1 2 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置、刑事罰

(1) 行政措置

ア 行政措置を導入することの是非

不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置を導入する必要があるとの意見が多かった。ただし、上記 1 1 の紛争解決手続を整備した上で、その段階で話し合いにより迅速に解決できる事案については、紛争解決手続による解決に委ね、行政措置は重大かつ悪質な事案に限って考えるべきとの意見があった。

主な意見としては、現在の民事的な措置だけでは不利益取扱いに対する抑止力として不十分であり、もう一歩進んで行政措置を導入することを検討すべきであるとするものがあった。

イ 行政措置の種類

行政措置の種類としては、是正を勧告し、事業者が従わない場合には公表をすべきであるとの意見が多かった。また、その前段階として、調査及び事実認定をしっかりと行った上で、助言や指導を繰り返し行って是正を促すなど、慎重な手続を踏むべきであるとの意見があった。

これに加えて、命令制度まで設けるべきであるとの意見もあったが、勧告・公表は、それ自体は処分性がないと考えられており、ある程度柔軟な制度設計が可能であるが、命令を行うに際しては、手続保障の観点から、勧告・公表と比べてより厳格な手続が求められるとする意見もあり、勧告・公表を超えて命令制度まで導入することについては、引き続き検討することとされた。

ウ 他の行政機関との連携等

他の行政機関との連携、その他の体制整備については、様々な意見があり、どの程度の件数のものが行政措置の対象として考えられるのか、どのような事案が典型的に行政措置の対象となるのかを検討した上で、それらの事案について行政措置を行うために、各行政機関がどのような形で連携・協力することができるのかを具体的に検討することとされた。また、当該検討に際しては、公益通報者保護法を所管する消費者庁が中心となり、労働行政を所管する厚生労働省や通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関との協力体制についても検討すべきとされた。

主な意見としては、行政措置を採る場合、ある程度柔軟な事実認定が可能な紛争解決手続の場合と異なり、全ての要件を認定しなければならないが、いずれか一つの行政機関で全ての判断を行うことは難しく、関係行政機関相互の連携・協力が必要である（例えば、通報先ごとの保護要件への該当性等については消費者庁、問題となっている法令違反があったかどうか等、通報対象事実そのものの存否については権限を有する行政機関、労働問題に直接関わる部分（労働者性、不利益取扱いの有無等）については厚生労働省がそれぞれ最終的な判断を行うことが考えられる。）とするものがあった。また、その前提として、現地に出向いて調査を実施することも必要になるため、体制の整備が必要であるとの意見や、消費者庁やその他関係行政機関からの調査依頼が錯綜し、二重、三重に対応しなければならないとすると事業者の負担が増えるため、一本の手続に整理してほしいものがあった。

また、行政措置の導入の検討に際しては、行政措置の必要性と体制整備の実現可能性を同時並行的に議論することが重要であるとの意見もあった。

エ 労働者以外の者に対して不利益取扱いがあった場合の行政措置

不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、労働者以外の者に対する不利益取扱いに関しても行政措置を導入することについては、引き続き検討することとされた。

(別添) 一元적窓口的概要

一元적窓口的については、体制の整備を図りつつ、下記の機能を担うこととし、公益通報者保護法を所管する消費者庁に設置することとしてはどうか。

1. 消費者庁の既存の事務であり、今後、機能を拡充するもの。
 - ① 公益通報に関する一般的な情報提供や相談対応については、これまでの公益通報者保護制度相談ダイヤルにおける対応の一層の充実を図る。
 - ② 引き続き、法の施行状況調査を実施し、地方自治体も含む通報件数や通報への対応状況を把握するほか、全府省庁の幹部級職員を構成員とする連絡会議の枠組みを活用しつつ、体制整備や職員への周知等の取組のフォローアップを行う。
 - ③ 公益通報を理由とする不利益取扱いを受けた者に対する情報提供や相談体制の充実を図るほか、公益通報者のニーズに沿った紛争の解決に適した手続を説明する。

2. 一元적窓口的として新たな機能を付与するもの。
 - ① 今後、権限を有する行政機関の特定が通報者にとって難しい通報事案については、通報者からの相談がなされた場合に、一元적窓口的が各行政機関と連携しつつ、権限を有する行政機関を特定¹し、通報者に教示する。

(注) 一元적窓口的が権限を有する行政機関に直接回付する場合、当該行政機関が通報者に対する事情聴取を直接実施する必要があるため、通報者や当該行政機関の負担を考慮すると、一元적窓口的が当該行政機関に直接回付することは適当ではないと考えられる。
 - ② 今後、行政機関の不適切な対応(不当に通報を受理又は教示しない場合、明白に通報を放置された場合、秘密情報を漏洩された場合等)があった旨の通報者の苦情を受け付け、当該行政機関に事実関係を個別に確認するなどした上で、必要があると認めた場合、当該行政機関に注意喚起するなどして適切な対応を求める。

(注) 行政機関の通報処理や体制整備の状況の定期的なモニタリングについては、調査の機密性の観点から、行政機関の個別事案に係る調査状況は他の行政機関であっても情報共有されていないため、個別事案に係る情報を消費者庁が集約することは適当ではないと考えられる。

¹ 複数の権限を有する行政機関が該当する場合、各行政機関においてそれぞれ受理することが考えられる。

上記を前提とすれば、都道府県や市区町村との関係においても、地方自治法上の技術的な助言・勧告等により対応することが可能であると考えられる。また、通報者の範囲が拡大された場合においても対応が可能な体制としていく。

以 上

【参考】

○公益通報者保護専門調査会中間整理（平成30年7月 消費者委員会 公益通報者保護専門調査会）（抜粋）

Ⅱ 個別論点

9 行政通報の一元的窓口の設置

（1）一元的窓口を設置することの是非

各行政機関の通報窓口（以下「個別窓口」という。）において引き続き通報を受け付けて対応する体制を維持しつつ、個別窓口を補完するものとして、行政通報の一元的窓口を設置すべきであるとの意見が多かった。また、一元的窓口寄せられた通報について、問題となっている法令違反の有無を一元的窓口が調査・判断するのではなく、権限を有する行政機関に回付し、当該行政機関において調査・判断すべきであるとの意見が多かった。

主な意見としては、あくまで個別窓口において通報を適切に受け付け、対応する体制が整備されることが前提であるが、それが整備されたとしても、どの行政機関が権限を有するかが容易に分からないことも想定され、また、誤って他の行政機関に通報してしまった場合に、権限を有する行政機関の教示がなされないなど、通報が放置されてしまうこともあることを踏まえて、一元的窓口を設置することによって、より公益通報を行いやすい仕組みを通報を受け付ける段階から確保すべきであるとするものがあった。

（2）一元的窓口の設置先

一元的窓口の設置先については、公益通報者保護法を所管する消費者庁とすべきであるとの意見が多かった。

なお、不正の内容が行政機関による監督が十分でなかったことに関連するものであった場合、その事実が明らかになることを恐れて通報を放置するなど、行政機関が通報先として機能しない場合や、一元的窓口が自ら調査・措置を行うことが適当な場合も想定されるため、一元的窓口の設置先は第三者機関とすることが望ましいとの意見もあったが、第三者機関の設置には相当な調整を要すること等を踏まえて、消費者庁に設置することを念頭に検討することとされた。

（3）一元的窓口が担う職務及びその実効性の担保

一元的窓口が担う職務及びその実効性の担保については、様々な意見があった。

一元的窓口に期待される役割としては、主として、①一元的窓口寄せられた通報（とりわけ、権限を有する行政機関の判断が難しい通報が想定される。）を各行政機関に回付する機能、②公益通報制度全般に共通する事項（通報窓口の整備、運用、通報に関する秘密保持等）に関する苦情を受け付けて、その情報を基に確認を行い、各行政機関において不適切な対応があれば、当該行政機関に対して適切な対応を促す機能、③各

行政機関から定期的に報告を受けるなどして、通報への対応状況を横断的な視点からモニタリングする機能、④②及び③の過程で問題があった場合に、現行の消費者庁及び消費者委員会設置法第5条に基づく資料の提出、説明その他必要な協力を求めること（以下「協力要請」という。）を超えて、公益通報者保護法違反への対応に限定して、各行政機関に対して是正要請等をする機能、⑤問題となっている法令違反について、法令を所管する行政機関が必要な措置を講じない場合に措置要求等を行う機能が、考えられるとの意見があった。

なお、④については、現在、消費者庁及び消費者委員会設置法第5条に基づき協力要請ができるところ、この協力要請をすれば当該行政機関が適切に対応するというのであればそれで足り、それでは不十分であれば、権限を強めていくことも考えられるとの意見もあった。

通報者へのフィードバックについては、通報が「公益通報」に当たり、受理されたかどうかや、調査が開始されたこと、調査結果、是正措置等の情報を通報者にフィードバックすることが望ましいとの意見があったが、一元的窓口寄せられた全ての通報に対し、これらを実施することは現実的には困難であることから、一元的窓口においてフィードバックを行う通報の基準（例えば、複数の行政機関に跨る事案や関係する行政機関において不適切な対応がなされた事案など）を明確化した上で、各個別窓口から行った方が円滑に進むものについては、個別窓口に委ねることも考えられるとの意見があった。

さらに、一元的窓口を設置する場合でも、公益通報者保護制度そのものについて相談したいという場合に対応できる機能（現在の公益通報者保護制度相談ダイヤルに相当するもの）については引き続き保持すべきであるとの意見が多かった。

以上の機能に関して、仮に消費者庁に一元的窓口を設置するとした場合には、体制の整備が不可欠であり、また、他の行政機関との関係で新たな仕組みを設けるとした場合には、公益通報者保護法の中で手当をする必要があるため、現実的にどの範囲で対応が可能であるかについて、引き続き検討することとされた。

なお、都道府県や市区町村との関係では、現在、地方自治法上の技術的な助言・勧告や、自治事務であれば是正の要求、法定受託事務であれば是正の指示といった制度があるが、更にどのような制度が考えられるか等についても、引き続き検討することとされた。